

被保護者の葬儀実施状況について

		令和元年度(4～10月)		平成30年度	
亡くなった方等 世帯主(単身)	支出処理	葬祭業者	件数	葬祭業者	件数
葬祭実施は 民生委員、病院長等 支払は区→事業者	保護費(葬祭扶助)	社会福祉法人	5	社会福祉法人	30
		民間事業者	3	民間事業者	7
		民間事業者	1	民間事業者	9
		民間事業者	1	民間事業者	2
		民間事業者	2	民間事業者	2
		民間事業者	1	民間事業者	1
		民間事業者	1	民間事業者	1
		民間事業者	1	民間事業者	1
		民間事業者	1	民間事業者	1
		民間事業者	1	民間事業者	1
		民間事業者	1	民間事業者	1
		民間事業者	1	民間事業者	1
		民間事業者	1	民間事業者	1
		民間事業者	1	民間事業者	1
	計	14	計	59	
世帯員(2人以上) 葬祭実施は世帯主 支払は区→事業者	保護費(葬祭扶助)	社会福祉法人	5	社会福祉法人	13
		民間事業者	1	民間事業者	2
		民間事業者	1	民間事業者	4
		民間事業者	1	民間事業者	1
		民間事業者	1	民間事業者	1
		民間事業者	1	民間事業者	1
		民間事業者	1	民間事業者	1
		民間事業者	1	民間事業者	1
		民間事業者	1	民間事業者	2
		民間事業者	1	民間事業者	1
		民間事業者	1	民間事業者	1
		民間事業者	1	民間事業者	1
		民間事業者	1	民間事業者	1
		民間事業者	1	民間事業者	1
	計	10	計	27	
総計			24	総計	86

葬祭扶助の基準額

適用	大人	小人
令和元年度10月～	209,000円以内	167,200円以内

◆上限額209千円以内で、すべての費用を含んで実施しています。
亡くなった方の遺留金があった場合は、葬祭費のみ充てることができます。したがって、遺留金があった場合は、「209千円－遺留金額」が葬祭扶助の支出金額となります。

◆安置・・・病院、警察等への遺体引き取り(検死期間等のドライアイス代込み)、安置場所の確保、納棺、火葬・・・遺族が火葬場で見送り可、納骨・・・遺族が引き取れない場合は葬祭業者の契約しているお寺へ。後日、親族が墓参りができること。

◆「葬祭扶助」はあくまでも本人やその遺族に葬儀費用の自力捻出能力がない場合に適用します。
このため、最低限の葬儀となり、一般の葬儀で行われるような、通夜や告別式、宗教者を呼んでのお経、祭壇の飾り付けや、献花などの行為はできません。